

「憲法の番人」最高裁元トップ



共同通信の取材に応じる元最高裁長官の山口繁氏

「安保法は違憲」

政府根拠、矛盾を指摘

元最高裁長官の山口繁氏(82)が3日、共同通信の取材に応じ、安全保障関連法案について「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない」と述べた。政府、与党が1959年の砂川事件最高裁判決や72年の政府見解を法案の合憲性の根拠と説明している」と、「論理的な矛盾があり、ナンセンスだ」と厳しく批判した。

「憲法の番人」である最高裁の元長官が、こうした意見を表明するのは初めて。高村正彦自民党副総裁は、「憲法学から法案が違憲と指摘され、『憲法の番人は最高裁であり憲法学者ではない』と強調したが、その元トップが違憲と明言したことば、波紋を広げた。

政府、与党は、砂川判決が書かれたとは到底考えられない。憲法で集団的自衛権、個別的大自衛権の行使が認められるかを判断する必要もなかった」と語った。

「必要な自衛の措置を取ることを禁じていることは到底、解されないが、必要最小限度におけるべきだ。集団的自衛権の行使は許さない」とした。山口氏は「のちについて72年見解の論理的構組みを維持しながら、集団的自衛権の行使も許されるとするのは、相矛盾する解釈の両立を認めるもの。72年見解が誤りだったと位置付けなければ、論理的整合性は取れない」と断じた。

その上で「従来の解釈が国

1959年の砂川事件最高裁判決

わが国の存立を全うするためには必要な自衛の措置を取り得る

72年の政府見解

必要な自衛の措置を取ることを禁じていることは到底、解されないが、必要最小限度におけるべきだ。集団的自衛権の行使は許さない

安保法案をめぐる政府・与党の説明
政府・与党
安全保険環境が変わったので、
限定的な集団的自衛権行使は合意

砂川事件最高裁判決 駐留米軍の合憲性が争われた砂川事件で、1959年12月に出された。「わが国が存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得る」とは、國家固有の権能の行使として当然」と指摘。「日米安保条約は高度の政治性を有するため、司法審査権の範囲外」との「統治行為論」を用いた判決として知られる。

山口 繁氏 (やまぐち しげる) 32年神戸市生まれ。東京高裁部総括担当事務官、司法研修所長、福岡高裁長官などを歴任し、97年10月～2002年11月に最高裁長官を務めた。

72年の政府見解は「必要な自衛の措置」を取り得るとする一方で「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と明記。歴代政権も引き継いできた。政府、与党は、この見解を行使容認の論拠とし、時代背景を踏まえ「集団的大自衛権を意識して判決が書かれた」とは到底考えられない。憲法で集団的自衛権、個別的大自衛権の行使が認められるかを判断する必要もなかった」と語った。

山口氏は「のちについて72年見解の論理的構組みを維持しながら、集団的自衛権の行使も許されるとするのは、相矛盾する解釈の両立を認めるもの。72年見解が誤りだと位置付けなければ、論理的整合性は取れない」と断じた。

その上で「従来の解釈が国

民に支持され、の條の意味内容に含まれる「意識されても」とある。その事実は非常に重い」と主張。「それを変えるなり、憲法を改正するのが正攻法だ」と述べた。